

## オーストラリアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日鉄連	(1)	外資の投資・土地関連権利取得への許認可手続の遅延・コスト負担	・豪州に外国企業が参入する場合、FIRB(外国投資審査委員会)の認可が必要となっている。FIRBの認可には相当の時間とコストがかかるため、豪州への投資時の負担となっている(一部投資については審査基準額緩和の方向だが、探鉱・探掘権を含む土地関連の権利取得には、ほとんどの場合FIRBの認可が必要)。 (継続)	・基準の緩和。	・Foreign Acquisition and Takeover Act
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	反ダンピング措置の濫用	・2004年4月1日、厚板へのAD暫定税賦課(日本、韓国、中国、インドネシア) 2009年4月1日、措置期間満了により措置撤廃。 (継続)	・措置の撤廃。  ・措置の撤廃。  ・日本に対する調査の中止。  ・日本に対する調査の中止。	・税関通達2012/661号
	日鉄連			・2012年6月15日、日本、韓国、台湾、マレーシアからの熱延鋼板類に対し、AD調査開始。 2012年12月20日、日本・0%(酸洗コイル)及び7.5%(酸洗コイル以外)、韓国・2.6~11.8%、台湾・2.6~8.2%、マレーシアが15.4%のAD税賦課決定。 (継続)		
	日鉄連			・2013年2月12日、日本、中国、インドネシア、韓国、台湾からの厚板に対するAD調査を開始。 2013年7月19日、台湾を除く4カ国に対し、暫定措置を発動。 2013年12月19日、AD委員会が台湾を除く4カ国(CVDは中国のみ)に対し、クロの最終決定。日本:14.3%、中国:AD:0~22.1%、インドネシア:8.6~19.3%、韓国:0~20.6%のAD税賦課決定、中国には併せて2.6~36.9%のCVD税の賦課が決定。 (継続)		
	日鉄連			・2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、AD調査が開始。 2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。 日本:12.15~12.23%、韓国:2.52%~3.24%、台湾:2.20~7.89%、タイ:18.28~19.48%のAD税賦課決定。 (継続)		
	日鉄連			・2014年1月8日、日本、フィンランド、スウェーデンからの合金鋼熱処理厚板に対し、AD調査が開始。 2014年5月19日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、暫定措置を発動。 2014年11月5日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、クロの最終決定。 日本:24.5~26.1%、スウェーデン:9.6%、フィンランド:10.8%のAD税賦課決定。 (継続)		
	日鉄連	(2)	輸入モニタリング	・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。 (継続)	・規制撤廃。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	時計協	(3)	時計バンドの輸出入許可の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	
	時計協	(4)	ATAカルネによるサンプルの輸出入許可の煩雑	・ATAカルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
	時計協	(5)	輸入木製品への燻蒸処理実施義務	・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。 (継続、要望追加)	・規制撤廃。	
14 税制	日機輸	(1)	BEPS対応の過度な企業税務情報の開示	・2016年7月1日以降に始まる決算について、非上場会社であっても、親会社のグローバル連結ベースの売上がA\$1000M以上の場合、上場会社並みの詳細な開示資料の作成し、証券委員会へのファイリングを求める。 (継続、要望変更)	・従来通りの限定的開示への変更を希望。	・Taxation Administration Act Section 3CA Reporting of information by significant global entities ・Taxation Administration Act Section 3C Schedule 5 - Tax secrecy and transparency
	日機輸			・A\$100M以上の売上高がある会社について、会社名、売上高、課税所得、法人税額をエクセル形式で開示。課税当局はメディアで取り上げるよう誘導しており、当社のようなコンプライアンス経営に取り組む企業まで開示するのは、公平性に欠ける。 (継続)	・開示の即時停止を希望。	
16 雇用	日機輸	(1)	駐在員ビザの取得コスト高騰・審査手続の長期化	・2013年7月1日に移民法が改正され、駐在員ビザ申請コストの高騰するとともに、審査期間の長期化が懸念されている。改正以前では、家族で赴任する場合、本人のみの申請費用が課されていたが、2013年7月1日付け改正で値上げおよび対象範囲が家族にまで拡大した。さらに9月1日からは再度値上げが行われた。 また、基準賃金を下回る職種については、IELTSで5.0以上のスコアを求めるなどの要件も加わった。 (継続)	・2012年の遠隔地勤務手当の課税に続く、外国人労働者向けの制度変更であり、ビザ取得に関する手続きの簡素化及び審査期間の短期化をお願いしたい。	・移民法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的使用目的での複製の権利制限	・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 (継続)	・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。	・【オーストラリア】タイムシフト目的での複製について、複製物の再複製は違法となりうるとの注(Note)が記されている(111条)。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日機輸  日機輸  日機輸	(1)	物流サービスの低下・インフラ整備の遅れ	<p>・日本～西豪州間の配船が減少。 以前(約3年前まで)は毎月配船があったが(Dampier, Broome等)、貨物減少により高価格でのタイム・チャーターを実施せざるを得ず、チャーターできた場合でも運賃の変動が大きく採算不安定にならざるを得ないことに加え、船社の質低下により貨物のコンタミネーションなどトラブルが発生している。</p> <p>(継続)</p> <p>・20ftコンテナの輸入数が減少し、コンテナにタイト感有り。 特に1-3月は穀物の収穫後輸出ピーク時期に当たるので季節要因も有り20ftコンテナのタイト感が目立つ。 20ftコンテナ輸入数の減少は自動車メーカーの生産撤退に伴う関連部品の輸入減少に起因するものと見られ、今後慢性的な問題となる可能性有り。</p> <p>・インフラ(港湾・鉄道等)整備の遅れ。</p> <p>(継続)</p>		